

平成18年度弁理士試験論文式筆記試験問題

〔商標法〕

【問題】

株式会社CBAコーヒー（以下「甲」という。）は、2002年1月から「CBAコーヒー」の名称で喫茶店を運営しているが、10回来店した顧客に対し「CBAコーヒー」の文字を側面部に表示したマグカップを無償提供するサービスをし、「CBAコーヒー」の名称を用いた甲の上記業務及びサービスは、関東一円の一般的な需要者間で広く知られている（なお、全国的に知られるには至っていない。）

乙は、2003年1月10日、商標「CBA」について、「家具」及び「マグカップ」を指定商品とする商標登録出願（以下「本件出願」という。）をしたところ、丙の有する2002年10月20日付け商標登録（2001年11月5日出願、商標「CBA」、指定商品「家具」）を理由とする商標法第4条第1項第11号に基づく拒絶理由を通知された。ところが乙は、その拒絶理由の通知に対して、何ら応答せず、拒絶査定を受けたため、審判請求をしたが、2004年10月31日、審判請求は成り立たない、との審決謄本の送達を受けた。

この場合において、以下の設問（1）から（3）について、設問の番号を明示して答えよ。

なお、解答に際して、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しなくてよい。

設問（1） 上記拒絶理由に対し、本件出願が特許庁の審査に係属しているときに、乙が本件出願に関して、とりえた対応策を説明せよ。なお、「マグカップ」と「家具」は、類似しない商品とする。

設問（2） 上記審決に対し、乙は、指定商品「マグカップ」について商標登録を受けるために、本件出願に関して、どのような手続をとればよいか。商標法第10条及び第68条の40の規定に触れながら具体的に論述せよ。

設問（3） 乙は、上記審決に対し、適切な方策をとった結果、2006年1月30日、商標「CBA」について、「マグカップ」を指定商品とする商標登録を受けることができた。その後、乙は、同年6月10日、甲に対し、甲の上記「CBAコーヒー」の表示付きのマグカップの顧客への提供の差止めを求める訴えを起こした。甲は、乙の訴訟上の請求に対し、どのような主張をして争うことができるか。なお、甲の「CBAコーヒー」と乙の「CBA」とは、類似するものとする。また、乙の商標登録に対する無効理由は、考慮しなくてよい。

【100点】